

働きやすい、休みやすい職場をつくりませんか？

働き方・休み方の改善には、企業の実態を踏まえたうえで、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが重要です。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」は、企業の皆さまに向けて、社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するウェブサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を確認したりすることができます。また、働き方・休み方に関する様々な制度についても紹介しています。働き方・休み方改革の取組にぜひご活用ください。



【主なコンテンツ】

○企業・社員向けの診断ができます

自社の働き方・休み方に関する現状や課題を把握・分析することができます。

自社の働き方・休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

○企業の取組事例を検索できます

働き方改革に取り組んでいる企業の事例を、業種別、規模別で調べたり、キーワード検索ができます。

○働き方・休み方に関する様々な制度

「勤務間インターバル制度」「年次有給休暇の計画的付与制度」「時間単位の年次有給休暇」「特別な休暇制度」などについて、企業の取組事例の紹介や、リーフレットなどの資料を掲載しています。

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



お問い合わせ先：雇用環境・均等室〔電話番号〕017-734-4211

関係資料：別添1（働き方・休み方改善ポータルサイト周知用リーフレット）

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①計画的付与対象の日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日：事業主が計画的に付与できる

5日：労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日：事業主が計画的に付与できる

5日：労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②計画的付与の方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

詳細は、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を参照ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/planned-granting/>



お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

特別な休暇制度を導入しましょう

<特別な休暇制度とは>

労使による話し合いを通じて、休暇の目的や取得形態を任意に設定できる法定外休暇を指します。

例) 病気休暇・ボランティア休暇・リフレッシュ休暇・裁判員休暇
犯罪被害者等の被害回復のための休暇・ドナー休暇
更年期症状による体調不良等のための休暇

「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「多様な働き方・休み方の実践」、「困難な状況に置かれた従業員のサポート」、「健康の保持増進」、「自己実現の支援」などを実現するために、従業員の声も聞きながら、特別な休暇制度の導入を検討しましょう

詳細は、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を参照ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>



お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017 - 734 - 4211
関係資料：別添2（特別休暇制度パンフレット2024（令和6年度））